

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出
エレベーター事故(平成18年度届出分)

平成18年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
31	第1報 (速報)	発生日時	平成19年3月7日(水)／15:30頃
		発生場所	阪南市
	建築物用途	マーケット	
	事故の状況	エレベーターを降る際、幼児が手を扉に触れていたため、ドア収納部に手を引き込まれ指を挟んだ	
	被害者の概要	5歳以下 指の腫れ(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターを降る際、幼児が手を扉に触れていたため、ドア収納部に手を引き込まれ指を挟んだ	
	再発防止策	特になし(注意喚起ステッカーを貼付済みのため)	
30	第1報 (速報)	発生日時	平成19年2月14日(水)／9:15頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターから利用者が降りようとした際、扉がすぐに閉まったため首と肩を挟んだ。その後降りようとした際、床と籠に段差が生じていたためつまづき転倒。	
	被害者の概要	20歳から64歳まで ひじの打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉がすぐに閉まったため首と肩を挟んだ。その後降りようとした際、床と籠に段差が生じていたためつまづき転倒。	
	再発防止策	扉開閉時間の調整を行った。 エレベーター設置後33年経過しており、床と籠との段差が生じやすくなったため、制御方式の改修工事を行う。	
29	第1報 (速報)	発生日時	平成19年2月24日(土)／18:40頃
		発生場所	岸和田市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターが上昇中、急停止したため転倒	
	被害者の概要	20歳から64歳まで 打撲等(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉開閉スイッチの経年劣化により、銅線が切れ安全装置が作動したため、緊急停止した	
	再発防止策	部品の交換を行った 点検の強化を行う	
28	第1報 (速報)	発生日時	平成19年1月20日(土)／14:45頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	母親が幼児を抱きエレベーターを降る際、幼児が指をドアの戸袋に挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	隙間の基準は規定値であったが、幼児の指が小さく開ききった扉の間に偶然入り込んだため	
	再発防止策	特になし(既に注意喚起シールを貼付しているため)	
27	第1報 (速報)	発生日時	平成19年1月13日(日)／16:30頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターで上昇中6階フロアの25センチメートル下で停止し、30分間の閉じ込め	
	被害者の概要	20歳から64歳1名 心理的外傷(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーター制御盤内のモーター制御ユニット(トランジスタ素子)が破損したため	
	再発防止策	部品の交換、緊急時に直接メンテナンス会社へ繋がる連絡システムを導入	

26	第1報 (速報)	発生日時	平成19年1月14日(日)／15:30頃
		発生場所	東大阪市
	建築物用途	マーケット	
	事故の状況	エレベーターのドアに手を添えていたため、開いた時に戸袋に指を挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 擦過傷(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	ドアに手を触れていたため、戸袋に手が流れた	
	再発防止策	注意喚起ステッカーの追加	
25	第1報 (速報)	発生日時	平成19年1月10日(水)／17:30頃
		発生場所	羽曳野市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーター内に敷いてあったマットにつまずき転倒	
	被害者の概要	65歳以上 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーター内に敷いてあったマットにつまずき転倒	
	再発防止策	マットを両面テープで固定、マットの交換	
24	第1報 (速報)	発生日時	平成18年11月30日(木)／14:11頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	エレベーターの内側扉にリュックサックのベルトが挟まり、下降運転中に引き抜いた際、安全スイッチが働き4階から3階の間で緊急停止した エレベーター内には24人乗っていたが、2人は百貨店内の診療所で休憩した	
	被害者の概要	20歳から64歳1名 負傷なし 65歳以上1名 負傷なし	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターの内側扉にリュックサックのベルトが挟まり、下降運転中に引き抜いた際、安全スイッチが働き4階から3階の間で緊急停止した	
	再発防止策	特になし	
23	第1報 (速報)	発生日時	平成18年11月16日(木)／14:15頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	エレベーター内で、子供がドアに手を触れていたため、扉が開いた際に指をドア収納部に挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	子供がドアに手を触れていたため、扉が開いた際に指をドア収納部に挟んだ	
	再発防止策	注意喚起シールの貼付	
22	第1報 (速報)	発生日時	平成18年10月31日(火)／17:40頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	事務所	
	事故の状況	エレベーターに乗り込む際、閉まるドアに頭部を挟まれた	
	被害者の概要	65歳以上 頭部の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉が閉まりかかった時にエレベーターに乗り込もうとし、ドアに頭部を挟まれた	
	再発防止策	注意喚起ステッカーの貼付	
21	第1報 (速報)	発生日時	平成18年10月30日(月)／13:50頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	飲食店	
	事故の状況	エレベーターに乗り込む際、閉まるドアに両腕を挟まれた	
	被害者の概要	65歳以上 両腕の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	両腕が、挟み込み防止用のセンサーが設置されている外扉と内扉との隙間に至ることがなかったため、センサーが作動せず、扉が反転しないで体にきつく接触	
	再発防止策	注意喚起ステッカーを貼付	
20	第1報 (速報)	発生日時	平成18年10月28日(土)／15:25頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	エレベーターに乗り込む際、閉まるドアに体を挟まれた	
	被害者の概要	20歳から64歳 肩の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターに乗り込む際、閉まるドアに体を挟まれた	
	再発防止策	ドア開閉速度の調整	

19	第1報 (速報)	発生日時	平成18年9月26日(火)／12:05頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	母親に抱かれてエレベーターに乗っていた幼児が、ドア(片側2枚スライド式)に触れていたため、開いたドアとドアの間に指を挟んだ。	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	幼児を抱いていた母親が、内扉に近づきすぎて、幼児の指を内扉の隙間に挟ん	
	再発防止策	特になし(既に注意喚起シールの貼付、及びエレベーター内の注意喚起放送を行っているため)	
18	第1報 (速報)	発生日時	平成18年9月5日(火)／16:10頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	ホテル	
	事故の状況	エレベーターに乗る際、扉が閉まったため内扉に手を挟んだ	
	被害者の概要	20歳から64歳 左手親指打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターに乗る際、扉が閉まったため内扉に手を挟んだ	
	再発防止策	ドア閉時限の延長及びドア開閉速度の調整	
17	第1報 (速報)	発生日時	平成18年9月12日(火)／21:06頃
		発生場所	泉南郡田尻町
	建築物用途	その他	
	事故の状況	エレベーターに乗る際、閉まるドアに接触	
	被害者の概要	65歳以上 右下腕部表皮のはく離(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターに乗る際、閉まるドアに肩を接触	
	再発防止策	注意喚起ステッカーを貼付	
16	第1報 (速報)	発生日時	平成18年6月20日(火)／13:45頃
		発生場所	堺市
	建築物用途	販売店	
	事故の状況	エレベーターから、別の利用者が降りようとしたため、一旦降りようと後ろ向きにかごからでたところ、床とかごの間に段差があり、つまずき転倒	
	被害者の概要	20歳から64歳 肩の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターから別の利用者が降りようとしたため、一旦降りようと後ろ向きでかごから出たところ、床とかごに段差があったため転倒	
	再発防止策	点検、試運転の実施	
15	第1報 (速報)	発生日時	平成18年8月2日(水)／14:40頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	販売店	
	事故の状況	扉(2枚戸両開き)が開く際、内扉と三方枠の隙間に手が挟まった	
	被害者の概要	0歳から5歳 手の腫れ(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターのかご内には扉の片側に指つめ注意喚起シールを貼っていたが、戸袋側には貼っていなかった	
	再発防止策	エレベーターのかご内及び戸袋付近に、指つめ注意喚起シールの貼付	
14	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月29日(土)／17:00頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	扉(2枚戸両開き)が開く際、内扉と三方枠の隙間に手が挟まった	
	被害者の概要	0歳から5歳 負傷箇所なし	
第2報 (詳報)	事故の原因	内扉と三方枠の隙間に手が挟まった	
	再発防止策	注意喚起シールの貼付場所を変更	
13	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月10日(月)／22:50頃
		発生場所	茨木市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーター内への閉じ込めにより病院へ搬送	
	被害者の概要	20歳から64歳 負傷箇所なし	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーター内のアップダウン表示の亚克力板がいたずらではがされており、穴の開いた状況であったため、エレベーターに乗っていた人がそこから出ていた配線を元に戻そうとして配線の中に押し込んだところ、ショートしエレベーターが	
	再発防止策	プレートを取り付け予定	

12	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月10日(月)／9:00頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	エレベーターホールで待っていた子供が、ドアに手を触れていたため、ドア(片側2枚引扉)が開いた時に、指をドアとドアの間に挟んだ
		被害者の概要	0歳から6歳 軽症(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因		
	再発防止策		
11	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月14日(金)／12:00頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	販売店
		事故の状況	子供がエレベーターのドアが開く際に、ドアに触れていたため、開いた時に指をドア収納部に挟んだ
		被害者の概要	0歳から6歳 軽症(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターに乗っていた子供が、扉が開く際に内扉に手を触れていたため扉収納部に指を挟んだ	
	再発防止策	扉付近に注意喚起表示を貼付	
10	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月14日(金)／17:30頃
		発生場所	岸和田市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	子供2名がエレベーターに乗り上昇中、目的層に停止せず最上階層より60センチメートル上がった時点で停止し、1時間程度の閉じ込めにより病院へ搬送
		被害者の概要	6歳から12歳2名 負傷箇所なし
第2報 (詳報)	事故の原因	制御システム不良(減速異常、着床異常)のため、緊急停止した	
	再発防止策	エレベーターの制御、駆動システムのリニューアル及び自動発報装置、遠隔監視装置の整備	
9	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月8日(土)／11:00頃
		発生場所	堺市
		建築物用途	百貨店
		事故の状況	エレベーター利用中、子供がドアに触れており、扉が開いた際に扉と共に戸袋に移動し戸袋に手を挟んだ
		被害者の概要	0歳から5歳 負傷箇所なし
第2報 (詳報)	事故の原因		
	再発防止策		
8	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月4日(火)／19:20頃
		発生場所	堺市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	エレベーターホールで、扉に手を触れていたため、扉が開いた際に扉と枠の隙間に手を挟んだ
		被害者の概要	0歳から5歳 打ち身(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因		
	再発防止策		
7	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月11日(金)／18:25頃
		発生場所	岸和田市
		建築物用途	販売店
		事故の状況	子供がエレベーターに乗ろうとしたところ、乗っていた人が閉めるボタンを押したため、扉が閉まり腕が接触した
		被害者の概要	6歳から12歳 負傷箇所なし
第2報 (詳報)	事故の原因		
	再発防止策		
6	第1報 (速報)	発生日時	平成18年7月7日(金)／19:20頃
		発生場所	岸和田市
		建築物用途	販売店
		事故の状況	2歳の子供がエレベーターを利用中、手を扉の収納部近くに触れており、扉が開いた時に扉の収納に手の甲を挟んだ
		被害者の概要	0歳から5歳 負傷箇所なし
第2報 (詳報)	事故の原因		
	再発防止策		

5	第1報 (速報)	発生日時	平成18年6月29日(木)／11:40頃
		発生場所	茨木市
	建築物用途	庁舎	
	事故の状況	扉が開く際、扉に手を触れており、セーフティーシューと扉の間に指を挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉が開く際、扉に手を触れており、セーフティーシューと扉の間に指を挟んだ	
	再発防止策	特になし(注意書きのステッカーは現在行っている)	
4	第1報 (速報)	発生日時	平成18年6月19日(月)／9:00頃
		発生場所	八尾市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	自動運転のエレベーターの扉閉鎖開始直前に乗ろうとし、動き始めた扉に接触し転倒	
	被害者の概要	65歳以上 後頭部出血(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	自動運転のエレベーターの扉閉鎖開始直前に乗ろうとし、動き始めた扉に接触し転倒	
	再発防止策	扉の開けている時間設定を長くする センサー感知式光電管検知スイッチの導入を検討	
3	第1報 (速報)	発生日時	平成18年6月30日(金)／9:00頃
		発生場所	東大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	エレベーターに乗ろうと親子が待っていた際に、子供がエレベーターの扉(片側に2枚の扉がありスライドするタイプ)に手を触れており、扉が開いた時に1枚目と2枚目の隙間に指を挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターの扉が開く時に、戸当たり側に子供が手を添えていたため、巻き込まれて手を挟まれた	
	再発防止策	扉の動きに注意する旨のステッカーを各階踊り場に貼り付けた	
2	第1報 (速報)	発生日時	平成18年6月24日(月)／16:03頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	エレベーターに乗ろうと親子が待っていた際に、子供がエレベーターの扉(片側に2枚の扉がありスライドするタイプ)に手を触れており、扉が開いた時にスライドと共に隙間に指を挟んだ	
	被害者の概要	0歳から5歳 軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターホールで待っていた子供が、ドアに手を触れていたため、ドア(片側2枚引扉)が開いた時に、ドアとドアの間に指を挟んだ	
	再発防止策	注意喚起表示を大きく見やすいものに変更	
1	第1報 (速報)	発生日時	平成18年5月29日(月)／12:10頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	百貨店	
	事故の状況	扉が閉まりかけたエレベーターに乗ろうとして扉に当たり、弾みでフロア側に倒れ床面に後頭部を打ち出血	
	被害者の概要	65歳以上 後頭部出血(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉が閉まりかけたエレベーターに乗ろうとし、扉にあたり転倒	
	再発防止策	エレベーターホールの巡回強化(駆け込みを抑制)予定	